

平成26年度施策評価シート(平成25年度実施事業)

作成主管課	社会福祉課
	関係課
施策名	地域福祉
施策コード	3-3-1

総合計画後期基本計画の内容 ※H24.2月策定

政策体系	政策 第3章 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり【健康・福祉】 小政策 3 支えあい、心がかよう福祉環境をつくります
現況と課題	近年の急速な少子高齢化、家族機能の変化、人々の価値観の多様化という社会環境にあり、地域の結びつきの希薄化、身近な住民同士の交流やコミュニケーション不足など、互いに支えあう力が弱まりつつある中で、東日本大震災では、地域での支え合いの重要性と必要性が強く認識されました。また、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待、自殺などさまざまな社会問題が増加しています。 本市では、平成24年に「第2次笠間市地域福祉計画」を策定し、「みんなで支えあう福祉のまち」を掲げ、民生・児童委員や社会福祉協議会との連携による活動の実施、就労支援相談員の設置による自立支援事業などの生活保護制度の適正な運用を行ってきました。 今後は、自助、共助、公助の連携による地域を中心とした福祉を実現していくため、「第2次笠間市地域福祉計画」の基本理念・目標・方針等を着実に推進し、福祉を中心としながら、産業、教育、保健、医療などの分野横断的な取り組みにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。また、要支援者を支える地域で取り組む防災・防犯体制づくりも重要となります。
施策目標	だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を構築するため、日常生活におけるさまざまな課題に対し、自助、共助、公助の連携によって解決できる体制を整備します。

1 総合計画進行管理

市民からの意見・反応等	平成25年に策定した「第2次地域福祉計画」アンケートにより、地域福祉の推進に必要な施策として「医療サービス体制の充実」「高齢者や障がい者の在宅生活支援」「防犯・交通安全・防犯体制の充実」が上位を占めています。
-------------	--

(1) 目標指標1

市民実感度指標		H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
地域での助け合いや支え合いによる地域福祉が充実していると感じている市民の割合	市民実感度	53.350	42.540	43.780			
	加重平均値	2.543	2.421	2.452			
当施策を重要と感じている市民の割合	重要度		93.150	92.770			
	加重平均値		3.560	3.575			

(2) 目標指標2

数値指標		単位	H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
ボランティア登録団体数	目標値	団体		88	88	92	92	95
	実績値	団体	88	85	88			
	達成度	%		97.00	100.00			
	ベンチマーク							
ボランティア登録延人数	目標値	人		1,300	1,300	1,350	1,350	1,400
	実績値	人	1,296	1,447	1,439			
	達成度	%		105.46	110.69			
	ベンチマーク							
	目標値							
	実績値							
	達成度	%						
	ベンチマーク							

数値指標の考え方	指標設定の考え方	地域福祉を推進していくには、行政だけでなくボランティアの協力が不可欠であるため、ボランティア団体等を指標とした。
	目標値設定の考え方	現状値を踏まえ、毎年50名程度の増加を目標値とした。

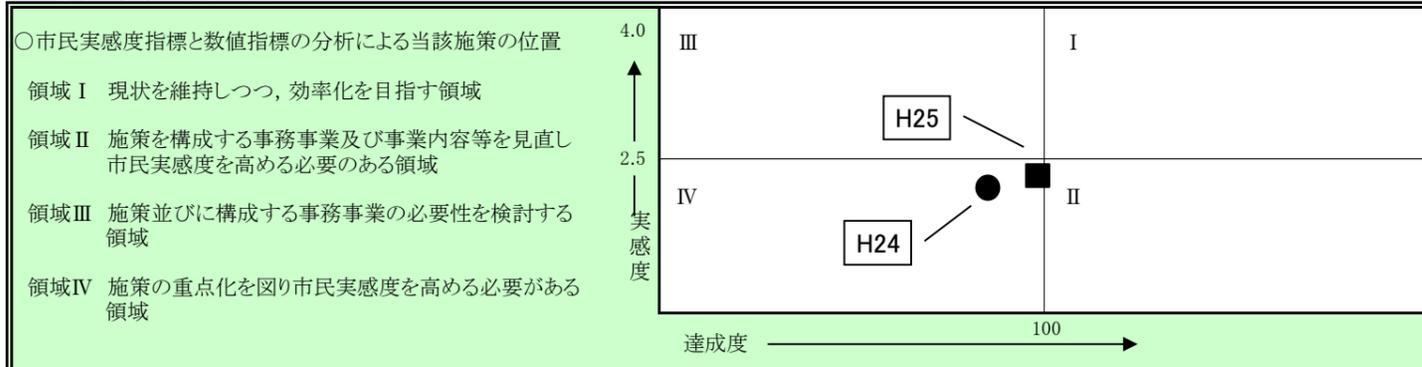
2 施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担をどう考えるか

市民の役割	市民(地域・団体・事業所)が自助でやるべきこと。共助でやるべきこと。市と協働でやるべきこと。 ・地域福祉活動に積極的に参加する。 ・積極的にボランティア活動に取り組み、地域社会に貢献する。 ・援助を必要とする人を地域内で支えるよう努める。
行政の役割	市がやるべきこと。県がやるべきこと。国がやるべきこと。 ・他市町村のサークル活動などの情報提供を密にし、サークル活動の充実拡大を図る。 ・安心して活動できるよう、ボランティア活動保険の加入促進や資金面などの支援をする。 ・サークル間の連絡調整を行う。

3 平成25年度の取組状況

取組状況等	取り組み内容と成果、成果が得られた要因として考えられること。 ・ボランティア活動を始め、福祉事業の補助金等による支援を行い、また、地域ケアシステム推進事業と第2次地域福祉計画を踏まえ、要支援者の在宅チーム構築の増加につながった。
-------	---

4 施策の評価(現状分析)



達成度評価	指標を分析した結果施策目標は達成されたのか ・目標値に対し、100%以上の達成度となった。 ・東日本大震災後、地域(近隣)とのつながり、助け合いの重要性を実感し、ボランティアの重要性、必要性が増している。
-------	--

構成事務事業の適正性	施策目標を達成するための手段(事務事業)の構成は妥当か ・当事務事業は、行政の役割が重要であり、適正である。
------------	---

残された課題	平成26年度以降に残る課題、その要因として考えられること。 ・平成25年度に策定した災害時避難行動要支援者避難支援プランに伴い、要支援者の台帳整備、個人情報公開同意の取得、支援組織への協力依頼を進める。
--------	--

5 今後の方向性

取組方針	平成27年度に向けた施策方針 ・災害時避難行動要支援者避難支援プランの策定に伴い、要支援者の台帳整備、個人情報公開同意の取得、支援組織への協力依頼を図り、要支援者一人ひとりに合った個別計画を順次策定し、支援の強化を図る。
------	---

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			貢献度評価	
			成果指標	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
1	社会福祉協議会補助事業	社会福祉事業法に基づき設置された、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整・助成等を講ずることにより地域福祉の推進を図る。	政策的事業	福祉センター利用者数	人	28,551	22,077	20,824	市単	88,056	82,318	89,350	1
2	いこいの家はなさか運営事業	住民の健康増進や地域の交流など住民の癒しの場として便宜を総合的に供与し、もって福祉の増進を図る。	政策的事業	利用者数	人	74,480	71,825	68,622	市単	29,600	29,600	29,600	8
3	地域ケアシステム推進事業	在宅の高齢者や障害者等の全ての要援護者に対して、最適、効率的かつ確実な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供するため、対象者一人ひとりについて「在宅ケアチーム」を組織し、地域社会全体で取り組む総合的なケアシステムの構築を進め、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを推進する。	政策的事業	相談件数	件	1,540	2,209	2,139	市単	21,697	20,927	5,384	1
				在宅チーム数	件	72	89	180					
4	民生委員事業	民生委員がその職務に関し、相互の研究と向上に努めるとともに、福祉事務所やその他の関係機関と緊密な連携を保ち、もって地域社会の福祉増進に資する。	政策的事業	定例会出席率	%	94	95	94	市単	9,104	8,340	11,567	3
5	遺族会関係事業	英霊の顕彰と戦没者遺族の相互扶助と平和な郷土建設に貢献する。会員の高齢化が年々進むなか、悲惨な戦争を二度と繰り返さないため、後世に継承する。	政策的事業	市戦没者追悼式参列者数	人	395	393	357	市単	1,291	1,461	1,744	12
6	保護司会関係事業	犯罪者の更生保護及び犯罪予防の活動を促進し、健全明朗な青少年育成に寄与する。	政策的事業	社会を明るくする運動参加者数	人	374	219	203	市単	882	1,212	1,026	10
7	行旅死亡人等取扱事業	行旅中に病気等で倒れ、入院治療を要する状態に陥ったが、療養の方法がなくかつ、救護者のない者や、行旅中に死亡し、引取者のない者、住所、居所、若しくは氏名が知れず、かつ引取者のない死亡人に対し、その所在地市町村が救護する。	義務的事业	行旅病人・死亡人取扱件数	件	2	0	1	県補助	554	554	450	義務的事业
8	戦傷病者等援護事業	戦没者等の遺族に対し、国として年金給付の受給権者が死亡した等により、いない場合、残された遺族に対し特別弔慰金を支給する。また、戦傷病者特別援護法に関する更生医療・補装具に関する事務が、平成24年度より県から権限委譲された。	義務的事业	戦傷病者給付金・弔慰金対象者数	人	38	38	0	—	—	—	—	義務的事业
9	住宅手当緊急特別措置事業	根拠法令に基づき、離職者で経済的に困窮し、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保、支援を行う。	義務的事业	住宅手当受給者数	人	27	22	13	県補助	3,732	2,248	2,390	義務的事业
10	日本赤十字社事業	日本赤十字社からの依頼により、5月を赤十字社員増強運動月間として、各区長・班長の協力により、一般家庭一戸500円以上をお願いしている。又、市内法人を対象に特別社資の協力を行っている。	政策的事業	奉仕団活動のPR・充実	回	31	15	18	—	—	—	8	
11	災害見舞金・弔慰金支給事業	被災した方への当面の生活費の支援として、見舞金を支給する。	政策的事業	被災者に対する迅速な支給	千円	350	350	500	市単	350	350	500	5
12	東日本大震災対応事業事務事業	東日本大震災における震災被害者に対する見舞金の支給等	義務的事业	見舞金の未請求者数の把握・解消	人	155	3	3	県補助	30,958	11,030	6,447	義務的事业
13	生活保護給付事業	生活保護法の規定に基づき、国及び地方自治体が経済的に困窮する国民に対して最低限度の生活を保証するため保護費を支給する制度。実施機関は都道府県および市福祉事務所であり、その事務は法定受託事務である。	義務的事业	生活保護受給者	世帯	499	509	505	国県補助	1,032,072	1,031,093	1,042,240	義務的事业
14	生活保護適正化事業	生活保護の適正な実施を目的として、レセプトの点検、医療要否意見書の審査、扶養義務者及び関係機関等の調査等を実施する。就労支援相談員を活用した就労支援事業により、稼働可能な受給者の自立を支援する。	義務的事业	レセプト点検による医療扶助過誤調整額 就労支援事業による保護廃止や増収等	円 人	-4,202,244 7	-6,516,368 17	-3,055,206 7	国県補助	2,900	2,700	3,180	義務的事业
15	地域自殺対策緊急強化交付金事業	ゲートキーパー養成研修を実施し、地域での自殺防止対策を推進する。街頭啓発キャンペーンを実施し、自殺防止の推進と事業活動について広く周知する。	政策的事業	ゲートキーパー	人	58	60	48	県補助	2,202	276	200	10
16	笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プラン策定事業	避難支援プランにおいて、要支援者を定義し、情報収集、台帳整備や共有方法を明確にすることにより、迅速かつ的確な避難支援体制の整備を図る。	計画策定事務	策定委員会開催回数	回	—	—	3	市単	—	—	308	3
事業費合計									1,223,398	1,192,109	1,194,386		

シート1 施策構成事務事業目的直結度評価

施策名 地域福祉

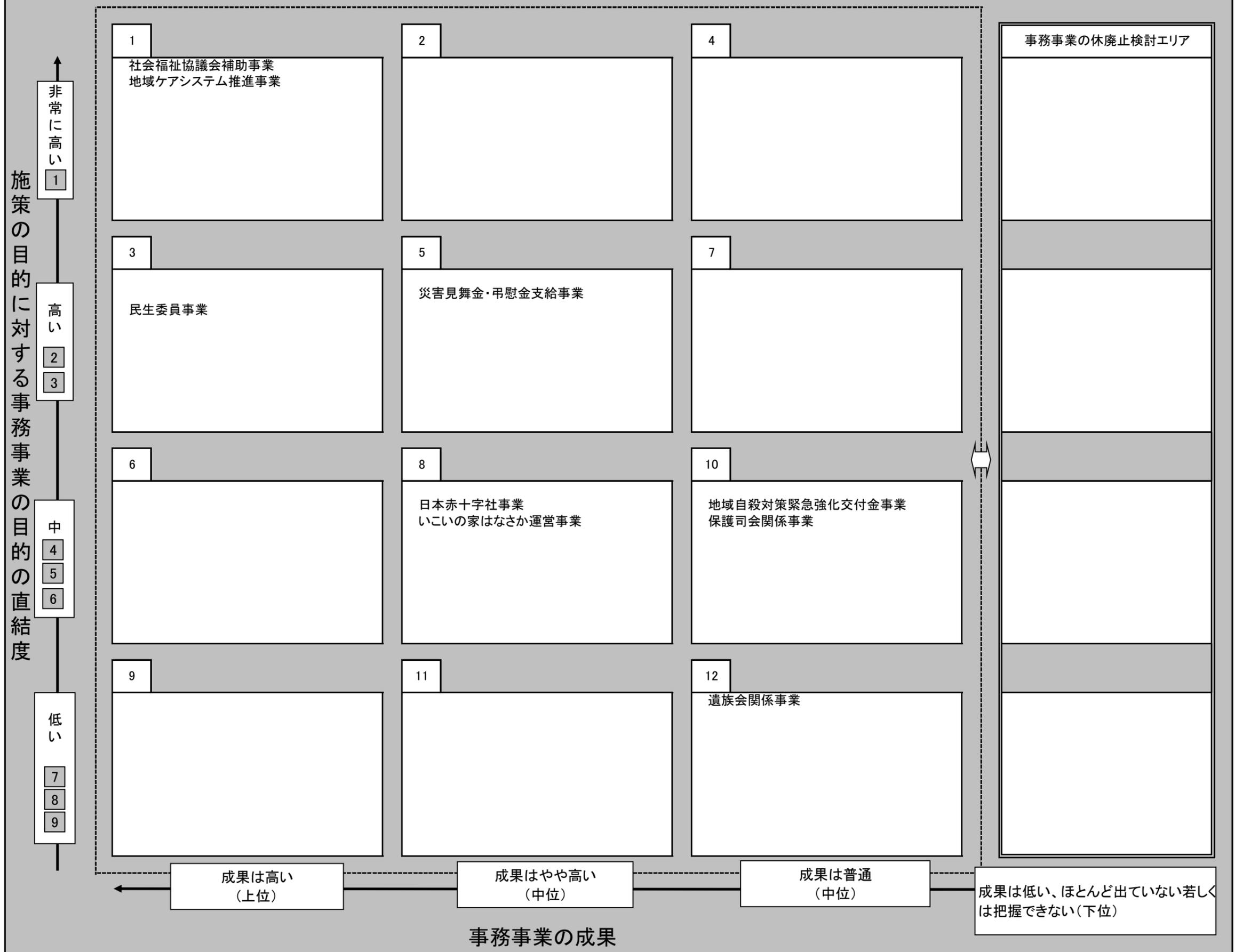


法定受託事務(義務的事業に分類) 行旅死亡人等取扱事業 戦傷病者等援護事業 住宅手当緊急特別措置事業 東日本大震災対応事業事務事業 生活保護給付事業 生活保護適正化事業
--

事務事業の成果基準の説明

シート2 施策構成事務事業貢献度評価

施策名 地域福祉



- 法定受託事務 (義務的事業に分類)
- 行旅死亡人等取扱事業
 - 戦傷病者等援護事業
 - 住宅手当緊急特別措置事業
 - 東日本大震災対応事業事務事業
 - 生活保護給付事業
 - 生活保護適正化事業
- 事務事業の成果基準の説明